

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は平成 28 年 6 月 2 日、「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針 2016」「日本再興戦略 2016」について閣議決定を行った。この中で、最低賃金については、「年率 3 %程度を目途として名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等を図る。」としている。

一方、平成 29 年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・準拠からの脱却」をキーワードとして、4 年連続で 2 %台の賃上げがなされたが、伸び率と金額はともに昨年に比べて鈍化した。また、ことしの特徴としては、昨年に引き続き中小企業における引き上げ額が大手企業の水準を超えるなど賃金格差の是正や、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金の引き上げがなされたことなどが挙げられ、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れは着実に前進している。

平成 28 年度の神奈川県最低賃金の水準は 930 円で、この水準を年収換算すると約 194 万円であり、いまだワーキングプアを解消できない水準となっている。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDP の 60%を占める個人消費の拡大に向け、全ての労働者に適用される最低賃金にも賃金の引き上げを波及させることが必要である。その実現に当たっては、①中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること、②公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増などに対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること、などについて継続した取り組みが求められている。加えて、本年 3 月 28 日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、さらなる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を実現していく必要がある。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化す

ること。

- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、さらなる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 平成29年6月7日

(議決年月日) 平成29年6月16日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、神奈川労働局長